

○国土交通省令第三十一号

道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第五条第一項第三号及び第二項(同法第四十三條第四項において準用する場合を含む)、第十五條第三項(同法第四十三條第五項において準用する場合を含む)、第十五條の三第一項、第二十三條第二項、第二十七條第三項及び第五項、第二十八條第一項、第二十九條、第四十三條第二項第三号及び第二項、第七十九條の二第一項第三号及び第二項、第七十九條の四第一項第六号、第七十九條の七第三項並びに第七十九條の九第一項、貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十一條第一項第三号及び第二項、第二十五條第三項、第四十五條第三項並びに第四十六條第四項並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第四條第一項第二号及び第三項(同法第三十五條第四項において準用する場合を含む)、第九條第三項(同法第三十五條第六項において準用する場合を含む)、第十七條第四項及び第五項、第十八條第二項、第二十四條、第三十五條第二項第三号、第三十六條第一項並びに第六十六條第二項の規定に基づき、並びに道路運送法、貨物利用運送事業法、貨物自動車運送事業法及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)を実施するため、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令

※第一条(略)

第二條 (自動車事故報告規則の一部改正)

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第二條 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

一 〇七 (略)

八 酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)(特定自動車運行旅客運送(道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第六条第一項第九号に規定する特定自動車運行旅客運送をいう。以下この号において同じ。))又は特定自動車運行貨物運送(貨物自動車運送事業法施行規則(平成二十年運輸省令第二十一号)第三条第三号の三に規定する特定自動車運行貨物運送をいう。以下この号において同じ。))を行う場合にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第十五条の二第一項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)第三条第一項に規定する特定自動車運行保安員(以下「特定自動車運行保安員」という。))が酒気を帯びて特定自動車運行用自動車(同法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動車運行用自動車をいう。以下この号において同じ。))の運行の業務に従事する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。))又は麻薬等運転(同法第一百七十条の二第一項第三号の罪に当たる行為をいう。)(特定自動車運行旅客運送又は特定自動車運行貨物運送を行う場合にあつては、特定自動車運行保安員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態で特定自動車運行用自動車の運行の業務に従事する行為)を伴うもの

九 運転者又は特定自動車運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなつたもの

十 〇五 (略)

第四條 事業者等は、その使用する自動車(家用自動車(家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。))について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第一項の規定によるほか、電話その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

一 〇五 (略)

二 〇三 (略)

第二條 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

一 〇七 (略)

八 酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)、無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。))又は麻薬等運転(同法第一百七十条の二第一項第三号の罪に当たる行為をいう。))を伴うもの

九 運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなつたもの

十 〇五 (略)

第四條 事業者等は、その使用する自動車(家用自動車(家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。))について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第一項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

一 〇五 (略)

二 〇三 (略)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別記様式 (第 3 条関係)

(表)

別記様式を次のように改める。

自 動 車 事 故 報 告 書 宛て 自動車の使用者の氏名又は名称 住 所 電話番号 年 月 日 提出					
☆発生日時	年	月	日	時	分
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧 6 その他
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村	番地	☆路線名 又は 道路名 道 線
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置				☆自動車登録番号 又は車両番号	
☆当時の状況					
☆◆現場の略図 (道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。)					
☆当時の処置					
☆事故の原因					
☆再発防止 対 策					
※備 考					

		(裏)																															
事 故 の 種 類	区 分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通傷害	15 その他	☆ 危険認知時の速度	km/h															
	☆発生順															☆ 危険認知時の距離	m																
当 該 自 動 車 の 概 要	☆転落の状態	落差 m 水深 m														☆ スリッパ距離	m																
	衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触				2 側面衝突 5 物件衝突				3 追突							当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速) 4 後退 7 左折 10 転回	2 直進 (減速) 5 追越 8 駐車 11 合流	3 直進 (定速) 6 右折 9 停車 12 その他													
	☆車名	☆型 式				☆車体の形状				☆初度登録年又は初度検査年							道路上での事故の場合には事故発生地点	1 車道 6 交差点 8 トンネル	2 歩道 7 バス停留所 9 その他	3 横断歩道													
	事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 6 特定貨物		2 貸切旅客 4 特定旅客 7 特定第二種									死傷事故の場合には死傷者の状態	1 左側通行 3 信号無視 5 歩道通行 7 車の直前横断 9 飛び出し 11 路上作業 13 乗降中 15 自転車運転	2 右側通行 4 車道通行 6 横断歩道歩行 8 斜横断 10 路肩 12 路上遊戯 14 安全地帯 16 その他																		
自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送				3 その他							車両の故障に起因する場合には故障箇所	1 原動機 (速度抑制装置を除く) 3 動力伝達装置 6 車軸 10 燃料装置 13 連結装置 16 窓ガラス 18 ばい煙等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓拭き器等) 23 計器 (速度計、走行距離計等) 25 内圧容器及びその附属装置 27 運行記録計	2 速度抑制装置 4 車輪 (タイヤを除く) 7 換気装置 11 電気装置 14 乗車装置 17 騒音防止装置 21 警音器 24 消火器 26 自動運行装置 28 その他	5 タイヤ 8 緩衝装置 9 緩衝装置 12 車枠及び車体 15 物品積載装置																		
種 別	1 普通		2 小型		3 その他							☆氏 名																					
☆ 乗車定員	人				☆ 当時の乗車人員							人							☆年 齢	才													
☆ 最大積載量	kg				☆ 当時の積載量							kg							☆経 験 年 数	年 月													
	kg				kg							kg							自動車 の 運 轉 を 職 業 と す る 者 に あ っ て は 勤 務 状 況	本務・臨時の別	1 本務	2 臨時											
許可等の必要性	制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和		1 有 1 有 1 有		2 無 2 無 2 無									☆事故日以前1ヶ月間に 出勤しなかった日数	日						☆乗務開始から事故発生まで の乗務時間及び乗務距離	時間 km											
許可等の取得状況	制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和		1 有 1 有 1 有		2 無 2 無 2 無									☆最近出勤しなかった 日から事故日までの 勤務日数及び乗務距離 の合計	勤務日数	日						乗務距離	km										
貨物の内容	1 土砂等 4 生コンクリート 7 原木、製材		2 長大物品等 5 危険物等 8 引越		3 コンテナ 6 冷凍、冷蔵品 9 その他							損害の程度	1 死亡	2 重傷	3 軽傷																		
積載の有無	1 有		2 無							シートベルト の着用状況	1 着用	2 非着用	3 非装備																				
積載危険物等	1 危険物 4 核		2 火薬類 5 RI		3 高压ガス 6 毒劇物		7 可燃物							☆ 交替運転者の 配 置	1 有 (交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間	2 無 km																	
☆品名及び積載量又は放射能の量	品名 () kg、l													☆ 過去3年間の 事故の状況	(過去3年間の事故件数) (最近の事故年月日)	年 月 日	件																
イエネルギーカードの携行状況	1 有		2 無							☆ 過去3年間の道路 交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数) (最近の違反年月日)	年 月 日	件																				
道 路 等 の 状 況	種 別	1 道路 (イ高速自動車国道 ロ自動車専用道路等 ハその他)														☆ 過去3年間の 適性診断の受診状況	1 有 (最近の受診年月日) (適性診断受診場所)	2 無 年 月 日															
☆道路の幅員	2 その他の場所														☆ 最近の健康診断 の受診年月日	(最近の受診年月日)	年 月 日																
こ う 配	1 平たん		2 上り		3 下り							☆氏 名																					
道路の形態	1 直線 4 交差		2 右曲り 5 つづら折り		3 左曲り							☆年 齢	才																				
路面の状態	1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結							☆経 験 年 数	年 月																		
警戒標識の設置	1 有 2 無		☆ 当該道路の 制限速度									本務・臨時の別	1 本務	2 臨時																			
踏切の状態	1 遮断機付き 3 その他		2 警報機付き							損害の程度	1 死亡	2 重傷	3 軽傷																				
☆当 時 の 運 行 計 画	(発地・経由地・着地)														業務場所の別	1 車両内	2 車両外																
☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)															シートベルトの 着用状況	1 着用	2 非着用	3 非装備															
安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)	1 有		2 無							☆ 最近の健康診断 の受診年月日	(最近の受診年月日)	年 月 日																					
運送形態	1 下請運送		2 その他							本務・臨時の別	1 本務	2 臨時																					
☆荷送人の氏名又は名称及び住所															損害の程度	1 死亡	2 重傷	3 軽傷															
☆荷受人の氏名又は名称及び住所															シートベルトの 着用状況	1 着用	2 非着用	3 非装備															
◆ 営業所及び 運 行 等 の 状 況	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)															☆ 運 行 管 理 者	運行管理者						統括運行管理者										
安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)	1 有		2 無							氏 名																							
運送形態	1 下請運送		2 その他							運行管理者 資格者証番号																							
☆荷送人の氏名又は名称及び住所															◆死亡	人 (うち乗客)						人											
☆荷受人の氏名又は名称及び住所															◆重傷	人 (うち乗客)						人											
◆再発防止対策															◆軽傷	人 (うち乗客)						人											

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第 2 条第 11 号又は 12 号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24 時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
- 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と 35 度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が 0.5 メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9 に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第 2 条第 5 号又は第 6 号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第 2 条第 8 号に該当する事故
 - 11 健康起因 第 2 条第 9 号に該当する事故
 - 12 救護違反 第 2 条第 10 号に該当する事故
 - 13 車両故障 第 2 条第 11 号又は第 12 号に該当する事故
 - 14 交通傷害 第 2 条第 13 号又は第 14 号に該当する事故
 - 15 その他 1 から 14 までに該当しないとき。
- (7) 2 種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第 58 条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
- 1 危険物 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第 2 条第 1 項に規定する火薬類
 - 3 高压ガス 高压ガス保安法第 2 条に規定する高压ガス
 - 4 核 原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等の規制に関する法律第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
又は同条第 5 項に規定する放射線発生装置から発生した同条第 1 項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第 2 に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第 47 条第 1 項第 3 号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
- 1 制限外許可 道路交通法第 57 条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第 47 条の 2 の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第 55 条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第 2 条第 1 項、第 4 条及び第 4 条の 2 に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方 30 メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定による旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第 23 条の規定による旅行サービス手配業者の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去 3 年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第 67 条第 2 項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去 3 年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去 3 年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第 2 条第 9 号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第 66 条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 48 条の 2 第 1 項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 21 条第 1 項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

※第三条、第四条（略）

第五條 貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 貨物軽自動車運送事業（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業計画）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 自動運行貨物運送（自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる貨物の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあつては、当該自動運行貨物運送に係る前号に掲げる事項</p> <p>五（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 貨物軽自動車運送事業（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業計画）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四（略）</p>
--	--

六 事業用自動車の運転者、特定自動運行保安員（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二十二年運輸省令第二十二号）第三条第一項に規定する特定自動運行保安員をいう。）及び運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

七・八 (略)

2・3 (略)
(添付書類)

第三条 法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 一三 (略)

三の二 自動運行貨物運送を行う場合にあつては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

三の三 特定自動運行貨物運送（特定自動運行（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十七号の二に規定する特定自動運行をいう。）による貨物の運送をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、当該特定自動運行貨物運送に係る同法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

四 特別積合せ貨物運送をしようとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ 事業用自動車の運行の業務に関する基準を記載した書類（貨物自動車運送事業輸送安全規則第三条第八項の規定により定めなければならないこととされている場合に限る。）

ロ 一 二 (略)
五 九 (略)

(輸送の安全の審査)

第三条の四 国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たつては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

一 (略)
二 乗務員等の休憩又は睡眠のための施設
三・四 (略)

(事業計画の変更の届出)

第六条 法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一 (略)
二 自動運行貨物運送を行う場合にあつては、当該自動運行貨物運送に係る前号に掲げる事項の変更
三 (略)

2・3 (略)
(事業計画)

第二十一条 法第三十五条第二項第三号の事業計画には、第二条第一項第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号並びに同条第三項に掲げる事項並びに各営業所に配置する事業用自動車の数（自動運行貨物運送を行う場合にあつては、各営業所に配置する事業用自動車の数に加え、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数）を記載しなければならない。

五 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

六・七 (略)

2・3 (略)
(添付書類)

第三条 法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 一三 (略)

(新設)

四 特別積合せ貨物運送をしようとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ 事業用自動車の乗務員に関する基準を記載した書類（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二十二年運輸省令第二十二号）第三条第八項の規定により定めなければならないこととされている場合に限る。）

ロ 一 二 (略)
五 九 (略)

(輸送の安全の審査)

第三条の四 国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たつては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

一 (略)
二 乗務員等の休憩又は睡眠のための施設
三・四 (略)

(事業計画の変更の届出)

第六条 法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一 (新設)
二 (略)

2・3 (略)
(事業計画)

第二十一条 法第三十五条第二項第三号の事業計画には、第二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに同条第三項に掲げる事項並びに各営業所に配置する事業用自動車の数を記載しなければならない。

(添付書類)

第二十二條 法第三十五条第四項において準用する法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一号から第三号の三まで、第五号及び第六号（口を除く。）、第七号又は第八号（イを除く。）並びに第九号に掲げる書類
- 二 (略)

(事業計画の変更の届出)

第二十四条 法第三十五条第六項において準用する法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、各営業所に配置する事業用自動車の数の変更（自動運行貨物運送を行うおととする場合にあつては、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数の変更を含む。）とする。

2 (略)

(事業の届出)

第三十三条 法第三十六条第一項前段の規定により貨物軽自動車運送事業の経営の届出をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業経営届出書を提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 次に掲げる事項を記載した事業計画

イハ (略)

二 自動運行貨物運送を行うおととする場合にあつては、当該自動運行貨物運送に係るハに掲げる事項

ホ (略)

ハ 乗務員等の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

四 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第三条第一号に掲げる書類

二 自動運行貨物運送を行うおととする場合にあつては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

三 特定自動運行貨物運送を行うおととする場合にあつては、当該特定自動運行貨物運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

3 5 (略)

(権限の委任)

第四十二条 (略)

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるもの及び貨物自動車利用運送に関するものを除く。）及び貨物軽自動車運送事業に関するものは、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

- 一 法第九条第一項の認可（次に掲げるものを除く。）及び同条第三項の規定による届出の受理
- イハ二 (略)

(添付書類)

第二十二條 法第三十五条第四項において準用する法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一号から第三号まで、第五号及び第六号（口を除く。）、第七号又は第八号（イを除く。）並びに第九号に掲げる書類
- 二 (略)

(事業計画の変更の届出)

第二十四条 法第三十五条第六項において準用する法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、各営業所に配置する事業用自動車の数の変更とする。

2 (略)

(事業の届出)

第三十三条 法第三十六条第一項前段の規定により貨物軽自動車運送事業の経営の届出をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業経営届出書を提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 次に掲げる事項を記載した事業計画

イハ (略)

二 自動運行貨物運送を行うおととする場合にあつては、当該自動運行貨物運送に係るハに掲げる事項

ホ (略)

ハ 乗務員等の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

四 (略)

2 前項の届出書には、第三条第一号に掲げる書類を添付しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

3 5 (略)

(権限の委任)

第四十二条 (略)

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるもの及び貨物自動車利用運送に関するものを除く。）及び貨物軽自動車運送事業に関するものは、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

- 一 法第九条第一項の認可（次に掲げるものを除く。）及び同条第三項の規定による届出の受理
- イハ二 (略)

ホ 乗務員等の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更に関するもの（特別積合せ貨物運送に係るものに限る。）

ハ (略)

二五七 (略)

三・四 (略)

第六條 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

ホ 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更に関するもの（特別積合せ貨物運送に係るものに限る。）

ハ (略)

二五七 (略)

三・四 (略)

(過労運転等の防止)

(過労運転の防止)

第三條 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）又は特定自動運行保安員（特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下同じ。）の用に供する特定自動運行事業用自動車（事業用自動車のうち、貨物自動車運送事業の用に供する特定自動運行用自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十五条の十二第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の運行の安全の確保に関する業務を行う者をいう。以下同じ。）を常時選任しなくてはならない。

第三條 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）を常時選任しておかなければならない。

2 前項の規定により選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）であつてはならない。

3 貨物自動車運送事業者は、運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

2 前項の規定により選任する運転者は、日々雇入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）であつてはならない。

3 貨物自動車運送事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

5 貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

6 貨物自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

5 貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

8 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であつて起点から終点までの距離が百キロメートルを超えるものごとに、次に掲げる事項について事業用自動車の運行の業務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

一 主な地点間の運行時分及び平均速度

二 乗務員等が休憩又は睡眠をする地点及び時間

三 (略)

8 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であつて起点から終点までの距離が百キロメートルを超えるものごとに、次に掲げる事項について事業用自動車の乗務員に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

一 主な地点間の運転時分及び平均速度

二 乗務員が休憩又は睡眠をする地点及び時間

三 (略)

(特定自動運行保安員の業務等)

第三条の二

貨物自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければ、特定自動運行事業用自動車を貨物の運送の用に供してはならない。

一 当該特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、又はこれと同等の措置を行うこと。

二 次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定自動運行事業用自動車に積載された貨物の状況を確認することができる装置を当該特定自動運行事業用自動車に備えること。

ロ 営業所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員を配置し、当該特定自動運行保安員に道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の二十九に規定する遠隔監視装置その他の装置を用いて遠隔から運行の安全の確保に関する業務を行わせること。

2 特定自動運行貨物運送を行う貨物自動車運送事業者は、前項その他輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、必要な体制を整備しなければならない。

3 特定自動運行貨物運送を行う貨物自動車運送事業者は、特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の業務について、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 酒気を帯びて業務に従事しないこと。

二 過積載をした特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事しないこと。

三 特定自動運行事業用自動車に貨物を積載するときは、第五条に定めるところにより積載すること。

四 特定自動運行事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

4 貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

三 特定自動運行事業用自動車の運行中に当該特定自動運行事業用自動車の重大な故障を発生し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、運行を中止し、貨物自動車運送事業者に報告すること。

四 業務を終了して他の特定自動運行保安員と交替するときは、交替する特定自動運行保安員に対し、当該業務に係る特定自動運行事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。

五 他の特定自動運行保安員と交替して業務を開始しようとするときは、当該他の特定自動運行保安員から前号の規定による通告を受け、当該特定自動運行事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検をすること。

(点検整備)

第三条の三 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

第三条の二

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(点検整備)

一・二 (略)

第三条の四・第三条の五 (略)

(過積載の防止)

第四条 貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者、特定自動運行保安員その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

(通行の禁止又は制限等違反の防止)

第五条の二 貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者又は特定自動運行保安員(以下「運転者等」という。)に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

一・二 (略)

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を得るものとして国土交通大臣が定める方法(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

一 運転者に対しては、酒気帯びの有無

二 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

三 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認

四 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置(道路運送車両法第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。)の設定の状況に関する確認

2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を得るものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ、運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者等が他の運転者等と交替した場合にあつては、当該運転者等が交替した運転者等に対して行った第三条の二第四項第四号又は第十七条第四号の規定による通告についても報告を求めなければならない。

3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を得るものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができず、業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほかに、当該業務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4 (略)

第三条の三・第三条の四 (略)

(過積載の防止)

第四条 貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

(通行の禁止又は制限等違反の防止)

第五条の二 貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

一・二 (略)

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を得るものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

一 酒気帯びの有無

二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

三 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認

(新設)

2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあつては第十七条第四号の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を得るものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面(輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。)で行うことができず、業務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該業務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4 (略)

5 貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一点呼を行った者及び点呼を受けた運転者等の氏名

二 点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 五 (略)

三 五 (略)

第八條 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 運転者等の氏名

二 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離

四 業務を交替した場合にあつては、その地点及び日時

五 (略)

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に運行の業務に従事した場合にあつては、次に掲げる事項

イ 五 八 (略)

七 道路交通法第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百号)第二条に規定する事故(第九条の二及び第九条の五第一項において「事故」という。)又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

八 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計(以下「運行記録計」という。)により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

(運行記録計による記録)

第九條 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 五 三 (略)

(事故の記録)

第九條の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一 乗務員等の氏名

二 五 四 (略)

五 事故の当事者(乗務員を除く。)の氏名

六 五 八 (略)

5 貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

二 点呼を受けた運転者等が従事する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 五 (略)

三 五 (略)

第八條 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る乗務者の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 乗務者の氏名

二 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

四 業務を交替した場合にあつては、その地点及び日時

五 (略)

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあつては、次に掲げる事項

イ 五 八 (略)

七 道路交通法(昭和三十三年法律第五号)第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百号)第二条に規定する事故(第九条の二及び第九条の五第一項において「事故」という。)又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

八 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計(以下「運行記録計」という。)により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

(運行記録計による記録)

第九條 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る乗務者の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 五 三 (略)

(事故の記録)

第九條の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一 乗務員の氏名

二 五 四 (略)

五 事故の当事者(乗務員を除く。)の氏名

六 五 八 (略)

(運行指示書による指示等)

第九条の三 一般貨物自動車運送事業者等は、第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

一 (略)

二 乗務員等の氏名

三・四 (略)

五 乗務員等の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る。)

六 乗務員等の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る。)

七 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容(当該変更に伴い、同項第四号から第七号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。)を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者等が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、第一項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者等に第七条第三項に規定する業務を行わせることとなった場合には、当該業務以後の運行について、第一項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者等に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

4 (略)

(運転者等台帳)

第九条の五 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一・二 (略)

三 運転者等の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日

五 運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ〜ハ (略)

六 事故を引き起こした場合は、その概要

七 道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

八 運転者等の健康状態

九 運転者に対しては、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十 運転者等台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

2 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

(運行指示書による指示等)

第九条の三 一般貨物自動車運送事業者等は、第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

一 (略)

二 乗務員等の氏名

三・四 (略)

五 乗務員等の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る。)

六 乗務員等の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る。)

七 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容(当該変更に伴い、同項第四号から第七号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。)を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者等が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、第一項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者等に第七条第三項に規定する業務を行わせることとなった場合には、当該業務以後の運行について、第一項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者等に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

4 (略)

(運転者台帳)

第九条の五 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一・二 (略)

三 運転者の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日

五 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ〜ハ (略)

六 事故を引き起こした場合は、その概要
七 (新設)は、その概要

八 運転者等の健康状態

九 運転者に対しては、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十 運転者等台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

2 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、特定自動運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動運行保安員でなくなった場合には、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る第一項の運転者等台帳に特定自動運行保安員でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

（従業員に対する指導及び監督）

第十条（略）

2（略）

3 貨物自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員等に対する適切な指導をしなければならない。

5（略）

（異常気象時等における措置）

第十一条 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（安全の確保のための服務規律）

第十二条 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車の運行の安全を確保するための乗務員等の服務についての規律を定めなければならない。

（乗務員）

第十六条 貨物自動車運送事業者の運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員（第三十四条において「乗務員」という。）は、事業用自動車の乗務員について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四（略）

（運転者）

第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務員について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～二（略）

三 乗務を開始しようとするとき、第七条第三項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、同条第一項から第三項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をすること。

三の二 事業用自動車の運行中に当該事業用自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、運行を中止し、貨物自動車運送事業者に報告すること。

四～八（略）

（新設）

（従業員に対する指導及び監督）

第十条（略）

2（略）

（新設）

3 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員等に対する適切な指導をしなければならない。

4（略）

（異常気象時等における措置）

第十一条 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（安全の確保のための服務規律）

第十二条 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車の運行の安全を確保するための乗務員の服務についての規律を定めなければならない。

（乗務員）

第十六条 貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務員について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四（略）

（運転者）

第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務員について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～二（略）

三 乗務を開始しようとするとき、第七条第三項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、第七条第一項から第三項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をすること。

（新設）

四～八（略）

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 一般貨物自動車運送事業者等により運転者(特定自動車運行貨物運送を行う場合にあつては、特定自動車運行保安員)として選任された者以外の者に事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

二 第三条第三項の規定により、乗務員等が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

三 (略)

四 第三条第五項の規定により、同項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

四の二 第三条第六項の規定により、乗務員等の健康状態の把握に努め、同項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

五 (略)

五の二 特定自動車運行事業用自動車による運送を行う場合にあつては、第三条の二第一項の規定により特定自動車運行事業用自動車に特定自動車運行保安員を乗務させ、若しくはこれと同等の措置を行い、又は遠隔からその業務を行わせること。

六・七 (略)

七の二 第五条の二の規定により、運転者等に対する指導及び監督を行うこと。

八 第七条の規定により、運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること。

九 第八条の規定により、運転者等に対して記録させ、及びその記録を保存すること。

十・十二 (略)

十二の二 第九条の三の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者等に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者等に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

十三 第九条の五の規定により、運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四 第十条(第五項を除く。)の規定により、乗務員等に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項及び第三項による記録及び保存を行うこと。

十四の二・十七 (略)

2 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の運行管理者は、前項に定めるもののほか、第三条第八項の規定により、事業用自動車の運行の業務に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員等に対する指導及び監督を行わなければならない。

3・4 (略)

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 一般貨物自動車運送事業者等により運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。

二 第三条第三項の規定により、乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

三 (略)

四 第三条第五項の規定により、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

四の二 第三条第六項の規定により、乗務員の健康状態の把握に努め、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五 (略)

(新設)

六・七 (略)

七の二 第五条の二の規定により、運転者に対する指導及び監督を行うこと。

八 第七条の規定により、運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

九 第八条の規定により、運転者等に対して記録させ、及びその記録を保存すること。

十・十二 (略)

十二の二 第九条の三の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者等に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者等に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

十三 第九条の五の規定により、運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四 第十条(第四項を除く。)の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項による記録及び保存を行うこと。

十四の二・十七 (略)

2 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の運行管理者は、前項に定めるもののほか、第三条第八項の規定により、乗務員に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する指導及び監督を行わなければならない。

3・4 (略)

※第七条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、特定自動運行旅客運送又は特定自動運行貨物運送を行った場合における事故に関する報告書を提出する場合を除き、第二条の規定による改正後の自動車事故報告規則別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。